

社会福祉法人 J A いずも福祉会

評議員及び役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 J A いずも福祉会（以下「法人」という。）の定款第 8 条及び第 2 2 条の規定に基づき、評議員、役員(理事及び監事)及び顧問並びに評議員選任・解任委員(以下「役員等」という)の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは、理事及び監事をいう。
- ② 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいう。
- ③ 役員等とは、役員及び定款第 2 3 条の顧問並びに定款第 6 条の評議員選任・解任委員をいう。
- ④ 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- ⑤ 費用とは、職務執行（外部会議等）に伴い発生する旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、駐車料金及び宿泊料）等であって、報酬等とは明確に区分する。

(報酬等の支給)

第 3 条 法人は、評議員及び役員等に対して、会議等への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。ただし、関連団体常勤役員及び職員としての立場を有する者に対しては支給しない。

2 評議員及び役員が退任する場合は、退任慰労金を支給する。ただし、職員としての立場を有する者に対しては、支給しない。

3 決議の省略については、原則報酬を支給しないが、感染症及び自然災害等に係る決議の省略の場合は、報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 定款第 8 条（評議員の報酬）、定款第 2 2 条（役員等の報酬等）に係る報酬総額を下記定めるとおりとする。

- 2 法人の全評議員の報酬額は、定款第 8 条及び別表 1 により、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 3 法人の全理事の報酬額は、別表 1 評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 4 法人の全監事の報酬額は、別表 1 評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 5 法人の顧問の報酬額は、別表 1 評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 6 法人の全評議員選任・解任委員の報酬額は、別表 1 評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 7 評議員及び役員等の報酬の支給基準は、別表 2 による。又、支給総額試算は別表 3 による。
- 8 退任慰労金の支給基準は、別表 4 による。

(費用弁償の支給)

第5条 法人は、役員等及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等及び評議員には、出張に要する旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、駐車料金及び宿泊料）等を実費として支給する。但し、個人車使用の車賃の支給基準は、1 km 当たり普通車は 30 円、軽自動車は 25 円、二輪車は 10 円とする。

3 県外出張日当は、1 日につき 3,000 円とする。

（報酬等の支払日）

第6条 役員等の会議等出席報酬の支払いは、当月支払日又は翌月支払日とする。尚、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 評議員の会議等出席報酬の支払いは、当月支払日又は翌月支払日とする。

（報酬等の支払方法）

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

3 退任慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 2 月以内に支給する。

（公 表）

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改 廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補 則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 2 月 23 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 3 月 19 日から施行する。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 6 月 17 日から、一部改正し施行する。但し、別表 3 は平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

附則

この規程は、令和 2 年 1 月 4 日から、一部改正施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 3 月 24 日から、一部改正施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から、一部改正施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 12 月 7 日から、一部改正施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 12 月 5 日から、一部改正施行する。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から、一部改正施行する。

報酬限度額

別表 1 非常勤役員等の報酬限度額

非常勤理事の報酬額(外部理事)

非常勤理事の報酬総額、12万円の範囲内。

非常勤監事の報酬額

非常勤監事の報酬総額、2.7万円の範囲内。

非常勤顧問の報酬額

非常勤顧問の報酬総額、5万円の範囲内。

評議員の報酬額

評議員の報酬総額は、定款第8条により、42万円の範囲内。

議員選任・解任委員の報酬額

報酬額 7万5千円の範囲内。

別表 2 支給基準（評議員、理事、監事、顧問、評議員選任・解任委員の報酬）

報酬の支給の基準

名 称	報 酬（出役日額）	市外費用弁償	備 考
評議員業務報酬等（1会議）	5,000円	実費	会議出席時
理事業務報酬等（1会議）	5,000円	実費	会議出席時
監事監査指導報酬等（日額）	15,000円	実費	監査、研修時
行政監査講評時報酬等(会議)	5,000円	実費	行政監査講評等
顧問の役員会出席報酬等（1会議）	5,000円	実費	会議出席時
評議員選任・解任委員（1会議）	5,000円		会議出席時

※但し、感染症及び自然災害等に係る決議の省略の場合には、報酬を支給する。

（評議員及び役員等の外部会議への出役報酬等支給基準）

- 1 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 に準じて報酬を支払うことができる。
 - 2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、又は評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 に準じて報酬を支払うことができる。
 - 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務並びに監事研修にあたった場合は、別表 2 に準じて報酬を支払うことができる。
- ※但し、関連団体役員及び職員を兼ねる役員については、第 3 条 1 項により支払わない。
- ※個人車使用の県内出張（研修等）・市内費用弁償は、第 5 条 2 項に基づき支払う事ができる。
- ※監事監査（終日）の場合は、日額支払とする。

別表 3 支給総額試算

評議員（該当者 8 名）	8 名 * 10.5 回 = 420,000 円（評議員会のみ。）
非常勤理事（該当者 1～2 名）	2 * 12 回 = 120,000 円（外部理事のみ。評議員会・理事会）
監事（該当者 2 名）	2 名 * 18 回 = <u>270,000</u> 円（理事会・評議員会・監査・研修）
顧問（該当者 2 名）	2 名 * 5 回 = 50,000 円（理事長の要請による出席の場合）
評議員選任・解任委員（該当者 4 名）	4 名 * 3 回 = 60,000 円（評議員選任・解任時）

別表 4 退任慰労金支給基準

理事長	20,000 円 × 在任年数
監事	15,000 円 × 在任年数
理事・評議員	10,000 円 × 在任年数
但し、常勤の理事長の場合は、上記の 10 倍とする。	
尚、職員としての立場を有する者には支給しない。	

（在任年数の端数月は切り捨て）

（在任年数は令和 3 年 6 月より起算して計算する）